

資料編

資料-1 調査団の派遣（事前調査 / 基本設計調査）

資料-2 協議議事録

資料-3 輸出入商品検査条例

資料-4 輸出入商品現行実施検査品目表

資料-5 中国の鉍産物輸出入実績

資料-6 日本の輸入鉍産物と鉍物性燃料・鉍物油実績

資料-7 要請機材一覧表（事前調査時中国側提出分）

資料-8 中国国家基準（大気環境質量，生活飲用水水質）

資料-9 選定機材とその用途

資料-1 調査団の派遣

資料-1-1 事前調査

本計画の事前調査のため下記調査団が派遣された。

1) 調査団の構成

団長・総括	福田晴耕	外務省経済協力局 無償資金協力課課長補佐
計画管理	沼田道正	国際協力事業団 無償資金協力計画調査部 基本設計調査第一課 副参事
鉱物資源分析	藤貫正	通商産業省、工業技術院 地質調査所技術部化学課 主任研究官
鉱産物検査	田村光久	通商産業省、工業技術院 公害資源研究所資源第二部 第三課課長
通訳	甘楽光子	(財)国際協力サービス・センター

2) 調査団日程 (昭和60年3月4日～3月17日, 14日間)

3月4日(月)		成田発→北京着(PK 753)
3月5日(火)	午前	JICA事務所 大使館表敬
	午後	調査スケジュール打合せ
3月6日(水)	午前/午後	国家商検局代表団と協議
3月7日(木)	"	同上
3月8日(金)	午前	移動 北京→上海
	午後	上海商検局代表団と協議
3月9日(土)	午前/午後	移動 上海→北京
3月10日(日)	午前/午後	中国輸出入商品検験技術研究所実験室調査
3月11日(月)	午前	移動 北京→大連
	午後	遼寧商検局代表団と協議
3月12日(火)	午前/午後	移動 大連→北京
3月13日(水)	午前/午後	団内打合せ 資料整理
3月14日(木)	午前	国家商検局 王治新副局長表敬
	午後	対外経済貿易部訪問
3月15日(金)	午前	JICA事務所 大使館帰国報告
	午後	国家科学技術委員会訪問
3月16日(土)	午前/午後	国内打合せ
3月17日(日)		北京発→成田着(CA 5123)

3) 中華人民共和國側關係者

團長	干 靜 波	國家輸出入商品檢驗局科學技術處	副處長
團員	白 恩 德	"	二處 "
"	陸 冠 钰	"	科學技術處 主任技師
"	沙 地	"	副處長
"	李 少 卿	"	工業技師
"	辺 福 榮	"	二處 技師
"	郭 長 起	"	副處長
"	劉 生 明	國家輸出入商品檢驗技術研究所	化學技師
"	干 盛 海	遼寧輸出入商品檢驗局	副處長

資料-1-2 基本設計調査

本計画の基本設計調査及び確認調査のため、下記調査団が派遣された。

1) 調査団の構成

総括	中村 三樹男	国際協力事業団 無償資金協力計画調査部 基本設計調査第一課課長代理
鉍産物分析 (無機系)	藤 貫 正	通商産業省、工業技術院 地質調査所技術部化学課 主任研究官
鉍産物分析 (有機系)	田 村 光 久	通商産業省、工業技術院 公害資源研究所資源第二部 第三課課長
検査分析機器	中屋敷 英 彦	海外貨物検査(株)
〃	森 明 司	〃
石油類試験機器	金 沢 皓	〃
鉍産物分析機器	滝 沢 佳 郎	〃
建築・設備設計	宮 崎 孝 雄	(株)久米建築事務所
通訳・翻訳	甘 楽 光 子	(財)国際協力サービス・センター
〃	泉 敏 弘	海外貨物検査(株)

2) 調査団日程 (昭和60年7月29日～8月20日, 23日間)

7月29日 (月)	午前	成田発→北京着 (JAL 781)
	午後	中国側とスケジュール打ち合わせ / 調整 干静波 (国家検験局技術研究所 副所長) 他
7月30日 (火)	午前	JICA 訪問、本調査の目的及び概要説明 八島継男 (同事務所々長)
	午後	国家商検局訪問 日本側の基本方針説明
7月31日 (水)	午前	日本大使館訪問、本調査の目的及び概要説明 大使館：徳重辰之助参事官、神余隆博一等書記官、 染川弘文二等書記官、富田昌宏二等書記官
	午後	国家商検局：日本側基本方針説明質疑応答 中国側背景説明 王治新 (国家商検局 副局長)
8月1日 (木)	午前	基本方針における質疑応答
	午後	日本側より選定外機材理由説明
8月2日 (金)	午前	国家商検局技術研究室建屋調査
	午後	同上サイト調査結果団内会議
8月3日 (土)	午前	北京発→上海着 (CA-1501)
	午後	上海商検局訪問 本調査の目的及び概要説明 邓中和 (上海商検局、副局長) 他 上海商検局施設調査
8月4日 (日)	午前 / 午後	サイト調査結果団内会議
8月5日 (月)	午前	上海商検局追加調査 上海発→北京着 (CA-1502)
	午後	団内会議 (以上コンサルタント調査団)

8月6日(火) (官調査団)
成田発→北京着(JAL-781)
(コンサルタント)
午前/午後 北京発→大連着(CA-6108)

8月7日(水) (官調査団) JICA / 大使館 打ち合わせ
(コンサルタント)
午前 遼寧商検局現有施設 / 設備調査
遼寧商検局新建家調査
衆 遼寧商検局、副局長 他
午後 遼寧商検局追加調査
大連発→北京行(鉄道による)

8月8日(木) (官調査団)
午前 国家商検局、對外經濟貿易局表敬訪問
(コンサルタント)
午後 北京着 (以降 官調査団、コンサルタント合同)
団内合同会議

8月9日(金) 午前 インセプション・レポート質疑応答
午後 北京対象機材について協議

8月10日(土) 午前 上海対象機材について協議
午後 北京対象機材について協議

8月11日(日) 午前/午後 調査団合同会議、未調査項目再検討

8月12日(月) 午前 北京設備に対する質疑応答
午後 北京対象機材について協議

8月13日(火) 午前 北京対象機材について協議
午後 大連対象機材について協議
各サイト対象機材及びミニッツ案について協議

8月14日(水)	午前	団内協議 機材リスト決定 機材リスト提出
	午後	団内機材レイアウト検討
8月15日(木)	午前	最終機材案提出 団内機材レイアウト検討
	午後	対貿部訪問、新研究所建設計画の聴取 機材レイアウト 上海、大連へ説明 ミニッツ内容討議
8月16日(金)	午前	ミニッツ協議
	午後	北京機材レイアウト説明
8月17日(土)	午前	ミニッツ打ち合わせ
	午後	同上 追加調査(空調関係………設計院、張昭武と打ち合わせ)
8月18日(日)	午前	ミニッツ調印
	午後	追加調査、資料まとめ
8月19日(月)	午前	追加調査 資料まとめ
	午後	官調査団 帰国 北京発→成田着(JAL-782) コンサルタント 追加調査、資料まとめ
8月20日(火)	午前	追加調査、商検局打ち合わせ、JICA 報告
	午後	帰国 北京発→成田着(JAL-782)

3) 中華人民共和國側 關係者

(1) 北 京

(團 長)	王 治 新	国家輸出入商品檢驗局	副局長
	干 靜 波	中国輸出入商品檢驗技術研究所	副所長 工程師
	沙 地	"	" "
	陆 冠 钰	国家輸出入商品檢驗局	高級工程師
	郑 子 厚	"	"
	白 恩 德	"	二處 副處長工程師
	李 小 卿	"	工学碩士
	王 利 民	"	工程師
	刘 生 明	"	助理工程師
	戚 秀 芹	"	二處 助理工程師
	張 世 忠	"	工程師
	郭 長 起	"	二處 副處長
	韦 劼	"	干部
	王 宁 宁	"	化技處
	金 湘 田	对外經濟貿易部	国际連絡局 副處長
	張 昭 武	北京市建築設計院	設備工程師

(2) 上 海

邓 中 和	上海輸出入商品檢驗局	副局長
張 志 賢	"	化鈹金屬檢驗處 副處長
华 斌 洪	"	
何 龙 年	"	工程師
钱 葆 龙	"	助理工程師
柏 学 礼	"	
陈 品 华	"	(通訊)

(3) 大 連

梁 烈	遼寧輸出入商品檢驗局	副局長
張 起 范	"	副局長
万 乘 忠	"	二處 副處長 工程師
李 宗 惠	"	" " "
尚 德 昌	"	科長 工程師
古 永 发	"	工程師
关 信 源	"	"
高 惠 胜	"	
王 洪 貴	"	鑑定人 (通訊)

資料-2

中華人民共和国鉱産物検査研究センター機材整備計画

基本設計調査に係る協議議事録

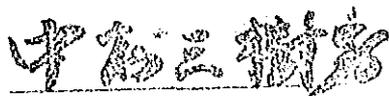
中華人民共和国鉱産物検査研究センター機材整備計画（以下「本計画」と称する）に係る基本設計調査のため、日本国国際協力事業団は、同事業団中村三樹男を団長とする基本設計調査団を1985年7月29日より8月20日までの間、中華人民共和国に派遣した。

調査団は、国家輸出入商品検査局王治新を団長とする中国側代表団と友好的に一連の協議ならびに意見の交換を充分に行うとともに、北京、上海、大連の各サイトにおける建物等関係施設を調査した。

日・中双方は、別添協議結果をそれぞれ自国政府に伝え、これを本計画の実現に向けて検討するよう勧告することを確認した。

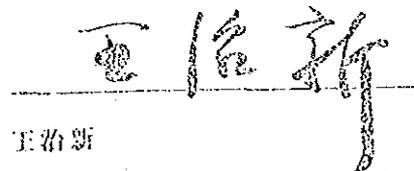
本議事録は、付属書および3資料より構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し供に同等の効力を有するものであり、双方の同意のもとに、1985年8月18日北京にて署名するものである。

日本国国際協力事業団
基本設計調査団長



中村三樹男

中華人民共和国国家輸出入商品検査局
代表団団長



王治新

別添

1. 本計画の目的は、日本国政府が、中華人民共和国政府にたいし国家輸出入商品検査局が主管している輸出入産物の検査分析・研究に必要な機材を日本国政府の無償資金協力により供与することである。
2. 本計画の実施機関は、国際協力事業団および国家輸出入商品検査局である。
3. 本計画による機材供与対象機関は、以下の3機関である。
 - (1) 中国輸出入商品検査技術研究所 (北京)
 - (2) 上海輸出入商品検査局 (上海)
 - (3) 遼寧輸出入商品検査局 (大連)
4. 日本側調査団は、中国側の要望を以下のとおり日本国政府に伝える。
 - (1) 上記1の検査分析・研究に必要な機材を供与すること。(日・中双方により合意された機材は、資料1の通りである。)
 - (2) 日本国政府が無償資金協力による上記機材の供与のため必要な措置をとること。
5. 中国側は、近い将来北京朝陽区高碑店(商品検査局より東約7Km)に技術研究所の新らしい建物(約5000㎡)を建設する計画があり、すでに国家計画委員会の許可を受けている旨述べた。このため、日本側調査団は、既存建物に設置する現計画による費用の節約、各種準備作業の容易性および移設・調整に関わる問題解決の爲、北京関係機材は上記の新らしい建物に設置した方が望ましい旨述べたが、中国側は同新らしい建物の完成時期の目途が全く立たないことにより、現計画通り実施することを決定した。日本側は、これに同意した。
6. 中国側は、本計画に関わる機材の受入れ試験を完了し、受入れ終了後、最低1ケ年は当該機材を移設しない事を確約した。
7. 中国側は、本計画実施のため日本法人のコンサルタント使用を含め、日本国政府

の無償資金協力のシステムを理解した。

8. 日・中双方は、本計画が実施される場合に、日・中双方が措置しなければならない事項につき資料2のとうり同意した。

9. 本計画が実施される場合のスケジュールは、資料3のとうりである。

資料1

選定機材とその台数

No.	機 材 名	北 京	上 海	大 連	計
1	蛍光X線分析装置	1	1	1	3
2	ICP発光分光分析装置	1	1	1	3
3	原子吸光分析装置	2	1	1	4
4	ガスクロマトグラフ	3	1	1	5
5	コンピューター、付属装置	1	1	1	3
6	白金ろつぼ、皿	1	1	1	3
7	ガスクロ質量分析装置	1	1	1	3
8	紫外可視分光光度計	3	1	2	6
9	高速液クロマトグラフ	3	1	1	5
10	X線回折装置	1	1	1	3
11	赤外分光光度計	1	1	1	3
12	鉱石中のC,S分析装置	2	1	1	4
13	元素分析装置	1	1	1	3
14	微量水分測定装置	1	1	1	3
15	天秤	4	3	2	9
16	温度調節器付電気炉	2	1	4	7
17	色度計	0	1	1	2
18	定温乾燥機	1	0	0	1
19	恒温槽	5	1	0	6
20	試金炉および灰吹炉	0	0	1	1
21	自動滴定装置	1	3	4	8
22	電解分析装置	0	0	1	1
23	純水製造装置	5	0	0	5
24	ガラス製温度計	0	1	1	2
25	石油製品密度計	2	1	1	4
26	石油サンプラー	1	1	1	3
27	セイボルト比色計	1	1	1	3
28	アニリン点測定計	1	1	1	3

29	蒸留過程測定計	2	1	1	4
30	蒸留試験装置	1	1	0	2
31	減圧蒸留試験機	1	1	0	2
32	タグ密閉式引火点試験機	2	1	1	4
33	ベンスキーマルデンス試験機	2	1	1	4
34	クリーブランド開放式試験機	2	1	0	3
35	流動点曇り点測定機	2	1	1	4
36	コンラドソン残炭試験機	1	1	1	3
37	ランプ法硫黄測定計	1	1	0	2
38	燃焼管式硫黄分試験機	1	1	1	3
39	蒸留法水分測定器	3	1	2	6
40	水泥分試験器	1	1	1	3
41	動粘度試験器	2	1	1	4
42	銅板腐蝕試験器	1	1	1	3
43	リード法蒸気圧試験装置	1	1	1	3
44	実在ガム試験器	1	1	1	3
45	銀板腐蝕試験器	1	1	1	3
46	氷点（析出点）試験器	2	1	1	4
47	酸化安定度試験器	0	1	1	2
48	電位差計	0	1	1	2
49	炭化水素成分分析計	1	1	1	3
50	脱ベンツン装置	1	1	1	3
51	煙点測定計	1	1	1	3
52	発熱量測定計	1	1	1	3
53	液化石油ガス試料採取器	0	2	0	2
54	液化石油ガス比重測定計	0	1	0	1
55	燃料ガス、天然ガス試料採取器	0	1	0	1
56	燃料ガス、天然ガス比重試験器	0	1	0	1
57	潤滑油酸化安定装置	1	0	0	1
58	潤滑油熱安定性装置	1	0	0	1

59	絶縁油酸化安定度計	1	0	0	1
60	絶縁破壊電圧測定計	1	0	0	1
61	媒質損失角タンジェント測定計	1	0	0	1
62	T i m K e n 試験機	1	0	0	1
63	四球摩擦式試験機	1	0	0	1
64	滴点計	1	1	1	3
65	融点測定計	1	1	1	3
66	パラフィン含油量測定器	1	1	1	3
67	軟化点測定計	1	1	0	2
68	針入度測定計	1	1	1	3
69	石炭揮発分測定装置	1	1	1	3
70	試料調製設備	1	1	1	3
71	核磁気共鳴装置	1	0	0	1
72	E P M A	1	0	0	1
73	イオンクロマトグラフ	1	1	1	3
74	熱分析システム	1	0	0	1
75	放射能測定装置	1	0	0	1
76	ポーラログラフ	1	1	1	3
77	コンピューター (8 b i t)	2	1	0	3
78	真空乾燥機	1	1	0	2
79	遠心分離機	1	0	0	1
80	セイボルトフロー粘度計	1	1	1	3
81	エングラール粘度計	1	1	1	3
82	A S T M 比色計	0	1	1	2
83	自動粒度測定装置	0	1	1	2
84	筒密度測定計	0	1	0	1
85	真比重測定計	0	1	0	1

(資料2)

日・中双方が措置すべき事項

1. 中国側が措置すべき事項は、以下のとおりである。

- 1) 本計画に基づいて供与される機材の設置に必要な建物及び附随する設備（必要な配電・空調・給排水・排気等——別表のとうり）を、その機材の各機関への搬入の時期までに建設もしくは改造し、据付にあたって支障のないようにすること。
- 2) 機材の正常な運転維持のため必要な環境条件を十分配慮した建物及び設備とすること。
- 3) 本計画のために輸入される機材及び関連資材について、陸揚げ及び通関、並びに中国国内の輸送が速やかに行われることを確保すること。
- 4) 日本国民による本計画にも基く機材及び役務の供与に関し、中華人民共和国において課せられる関税、内国税、その他の財政課徴金を免除、もしくは負担すること。
- 5) 本計画の実施のための役務を供与する日本国民に対し、中華人民共和国への入国および同国における滞在に必要な便宜を与えること。
- 6) 本計画の実施に必要とされる許可、免除及び他の認可について、中国法律に照り、これを発給し、許可すること。
- 7) 日本側が負担しない其の他の全ての経費を負担すること。
- 8) 本計画により供与された機材を保守管理するとともに、適切かつ効果的に使用すること。

2 日本側が措置すべき事項は、以下のとおりである。

- 1) 本計画による機材の供与
- 2) 中国側がコンサルタント及び業者と締結するコンサルタント契約ならびに業者契約につき認証を行い、契約の目的および業務の内容が履行されるよう指導する

別表 1

中国分担工事内容

建物	必要な改造工事
電気設備	受電盤までの引き込み工事 受電盤から分電盤を経由する各機材への接続及びコンセント付設工事 必要計器、安全装置を含む。
給水設備	必要機材への接続に至る配管工事 必要計器を含む
排水設備	排水設備工事 必要な浄化設備を含む
ガス設備	必要機材への接続に至るガス供給工事 必要計器、安全装置を含む
空調設備	必要な空調設備工事
排気設備	ドラフト、フード、ダクト、ファンを含む 必要排気設備工事 必要な浄化設備を含む
据え付け	必要な据え付け工事
搬入	搬入路の確保、整備と搬入
機材運送	中国国内への陸揚げからサイトへの運送に際し、必要となる 関係諸機関への手続き、許可及び税負担

資料3 実施スケジュール

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
取/調 印																					
コンサルタント契約		○																			
入札仕様書作成		□																			
入札仕様書承認		—																			
入札業務			□																		
入札評価・承認					—																
業者契約										△											
機材製作																					
輸送																					
据付・調整														□							
受入試験														□							
設備工事(中国側)																					

会 谈 纪 要

为履行日本对中国无偿资金协力内关于中国矿产检验研究中心项目的仪器设备配备计划（以下简称本计划）的基本设计调查，日本国国际协力事业团派遣以中村三树男为国长的日本国基本设计调查团，自1985年7月29日至8月20日访问了中华人民共和国。调查团同中华人民共和国国家进出口商品检验局以王治新为国长的中方代表团进行了友好的会谈，充分交换了意见，并对北京、上海、大连的实验室建筑等有关设施进行了实地调查。

中日双方确认把附件所列的调查结果向各自政府报告，并建议为实现本项目进行进一步工作。

本纪要连同附件和三个资料，业经双方一致同意，并于1985年8月18日在北京签字，共两份。每份都用中文、日文写成，两种文本具有同等效力。

中华人民共和国国家进出口
商品检验局代表团 团长

王治新

日本国国际协力事业团
基本设计调查团 团长

中村三树男

附件:

1. 本计划的目的是根据日本国政府无偿资金协力, 由日本国政府向中华人民共和国政府提供国家进出口商品检验局主管的进出口矿产品检验分析、研究中所必需的仪器设备。

2. 本计划执行单位日本方面为日本国际协力事业团, 中国方面为国家进出口商品检验局。

3. 本计划的仪器提供对象分为以下三个单位:

(1) 中国进出口商品检验技术研究所 (北京)

(2) 上海进出口商品检验局 (上海)

(3) 辽宁进出口商品检验局 (大连)

(4) 日本调查团将把中方的如下要求报告日本国政府即

(1) 提供上述 1 所述的检验分析研究中所必要的仪器设备, (中、日双方商定的仪器设备, 见资料 1)。

(2) 日本政府为援助上述仪器而提供的无偿资金采取必要的措施。

5. 中方介绍, 计划在不久的将来在北京朝阳区高碑店 (距商检局东方向 7 KM 处) 建一座新楼 (5000 米²), 此计划业已得到国家计委批准。为了节约在现存建筑物内配置仪器设备计划所需费用, 便于各种准备工作, 以及解决迁移调试等问题, 日方调查团希望北京向的仪器设备安置在上述新楼为好。中方认为, 新楼完工日期完全无法估计, 决定仍照本计划执行。对此日方表示同意。

6. 中方保证在完成本计划仪器设备收货、检验、交接结束后, 至少一年内不迁移该仪器设备。

7. 中方理解了日本国政府的无偿资金协力制度, 包括为了本计划项目进行商聘用日本法人作为签约方。

8. 中、日双方同意在本计划实施过程中，各自必须采取的各项措施见资料 2。

9. 本计划实施时可执行的程序见资料 3。

一九八五年八月十八日

资料 I

双方议定的仪器设备台数

NR		北京	上海	大连	计
1	X射线荧光光谱仪	1	1	1	3
2	ICP原子发射光谱仪	1	1	1	3
3	原子吸收光谱仪	3	1	1	5
4	气相色谱仪	3	1	1	5
5	计算机及其附属设备	1	1	1	3
6	白金坩埚、皿	1	1	1	3
7	气相色谱质谱联用仪	1	1	1	3
8	紫外可见分光光度计	3	1	3	7
9	高速液相色谱仪	3	1	1	5
10	X射线衍射仪	1	1	1	3
11	红外分光光度计	1	1	1	3
12	矿石中C、S分析仪	3	1	1	5
13	元素分析仪	1	1	1	3
14	微量水分测定仪	1	1	1	3
15	天平	3	3	2	8
16	控温电炉	3	1	1	5
17	色差计	0	1	1	2
18	定温干燥箱	1	0	0	1
19	恒温槽	5	1	0	6
20	保温炉和灰吹炉	0	0	1	1
21	自动滴定仪	1	3	3	7
22	电解分析装置	0	0	1	1
23	纯水制备装置	5	0	0	5
24	玻璃温度计	0	1	1	2
25	石油制品密度计	3	1	1	5
26	石油取油器	1	1	1	3
27	HAYBOLE 比色计	1	1	1	3

28	苯胺点测定计	1	1	1	3
29	馏程测定计	2	1	1	4
30	蒸馏试验装置	1	1	0	2
31	减压蒸馏试验装置	1	1	0	2
32	闭口闪点测定器	2	1	1	4
33	PENSKY-MARTENS闪点试验器	2	1	1	4
34	CLEVELAND开式闪点试验器	2	1	0	3
35	流动点、浊点测定器	2	1	1	4
36	康氏残炭测定装置	1	1	1	3
37	灯法定硫装置	1	1	0	2
38	燃烧管式定硫装置	1	1	1	3
39	蒸馏法水分测定计	3	1	2	6
40	水和沉淀物测定计	1	1	1	3
41	运动粘度试验器	2	1	1	4
42	铜板腐蚀试验器	1	1	1	3
43	饱和蒸气压测定装置	1	1	1	3
44	实际胶质测定计	1	1	1	3
45	铜板腐蚀试验器	1	1	1	3
46	冰点(析出点)测定计	2	1	1	4
47	氧化安定性测定装置	0	1	1	2
48	电位差计	0	1	1	2
49	烃类成份分析仪	1	1	1	3
50	脱残蜡装置	1	1	1	3
51	烟点测定计	1	1	1	3
52	净热值测定计	1	1	1	3
53	液化石油气取样器	0	2	0	2
54	液化石油气比重计	0	1	0	1
55	燃料气、天然气取样器	0	1	0	1
56	燃料气、天然气比重测定器	0	1	0	1
57	润滑油氧化安定性测定装置	1	0	0	1

58	润滑油热安定性测定装置	1	0	0	1
59	绝缘油氧化安定度计	1	0	0	1
60	绝缘击穿电压测定计	1	0	0	1
61	介质损失角正切测定计	1	0	0	1
62	TIM KEN试验机	1	0	0	1
63	四球摩擦式试验机	1	0	0	1
64	滴点计	1	1	1	3
65	凝点测定计	1	1	1	3
66	石蜡含油量测定器	1	1	1	3
67	软化点测定计	1	1	0	2
68	针入度测定计	1	1	1	3
69	煤炭挥发分测定计	1	1	1	3
70	液相调制设备	1	1	1	3
71	核磁共振波谱仪	1	0	0	1
72	EPMA	1	0	0	1
73	离子色谱仪	1	1	1	3
74	热分析系统	1	0	0	1
75	放射性测定装置	1	0	0	1
76	极谱仪	1	1	1	3
77	计算机(8BIT)	2	1	0	3
78	真空干燥箱	1	1	0	2
79	离心分离机	1	0	0	1
80	SAYBOLT粘度计	1	1	1	3
81	恩式粘度计	1	1	1	3
82	ASTM比色计	0	1	1	2
83	自动粒度测定装置	0	1	1	2
84	松密度测定计	0	1	0	1
85	真比重测定计	0	1	0	1

资料 2

中、日双方应该采取的措施如下

甲、中方应该采取的措施

(1)为配置本计划提供的仪器设备，要确保建筑物及附属设备（包括配电、空调、给排水、排气等，见附表）。提供的仪器在搬入各研究中心之前，必须完成建设或改建工程，使安装仪器不受阻碍。

(2)建筑物及设备应充分考虑为了维持仪器正常运转所必须的环境条件。

(3)为使本计划顺利进行，进口的仪器及附属设备，要确保迅速卸货、通关以及在中国国内的运输。

(4)日本国民根据本计划而提供的仪器和劳务，在中华人民共和国内所需的关税、国内税及其他财政税，均由中方给予免除或负担。

(5)为使本计划顺利进行，对所提供劳务的日本国民，在进入中华人民共和国国境及在中国逗留期间，要给予必要的方便。

(6)根据中国法律中方对本计划的实施所必要的许可、免除以及其他认可给予发放、批准。

(7)中方负担日方根据无偿协力制度不能负担的所有其他费用。

(8)保护、管理好本计划提供的仪器，并且要适当地有成效地使用这些仪器。

乙、日方应该采取的措施

(1)提供本计划的仪器、设备。

(2)日方应对中方与咨询商签订的合同以及与商社或制造商签订的合同进行认证，并对合同的目的及业务内容在履行中进行指导。

一九八五年八月十八日

附表：

甲国承担工程内容

建筑物	必须改造的工程
电气设备	导入配电箱的工程由配电箱经分电盘至各仪器设备的连接线路及插座的辅助工程，包括必要的仪表、安全装置
供水设备	与必要的仪器设备相接的配管工程 包括必要仪表
排水设备	排水设备工程 包括必要的净化设备
气体设备	与必要仪器设备相连的气体供给工程 包括必要的仪表、安全装置
空调设备	必须的空调设备工程
排气设备	包括通风橱、排风管、通风管道、排风扇 必要的排气设备工程及必要的净化装置
安 装	必要的安装工程
搬 运	确保搬运仪器设备的通道及将之搬入
仪器设备 运 输	在中国国内从卸货到现场的运输过程中要办理同有关方面的必要 手续、许可及负担税金

资料 3 实 施 进 程 表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
E/H 换文	□																			
签订咨询合同	○																			
编制招标文件			□																	
认证招标文件				—																
招标业务					□															
招标的评标、认证					—															
签订厂商合同					△															
仪器设备制造																				
运 转																				
安装、调试														□						
收货检验														□						
设备工程(中方)																				

中華人民共和國 輸出入商品檢查條例

中華人民共和國國務院

一九八四年一月二十八日頒布

中華人民共和國國家輸出入商品檢驗局

中華人民共和国輸出入商品検査条例

第一章 総 則

第一条

輸出入商品検査事業の強化を図り、対外貿易の關係各方面の合法的權益と国の信用を守ることによって生産と対外貿易の發展を促進し、国の經濟建設に寄与するため、特に本条例を制定する。

第二条

すべての輸出入商品は検査を受けなければならない。検査内容には、商品の品質、重量、数量及び包装が含まれる。対外貿易契約に規定がある場合は、契約の規定に従って検査する。契約に規定がないか、または規定が不明確な場合は、關係の基準と規定に従って検査する。

第三条

全国の輸出入商品検査業務を統一的に監督、管理する主務官庁は、中華人民共和国国家輸出入商品檢驗局(以下国家商檢局と略す)である。各省、自治区、直轄市の輸出入商品檢驗局とその分支機関(以下商檢機関と総称する)は、当該地域の輸出入商品検査業務を監督・管理する。

第四条

重要な輸出入商品は商檢機関が検査を担当する。「商檢機関による検査実施商品種類表」(以下「種類表」と略す)は国家商檢局がこれを制定する。

「種類表」に属さない輸出入商品は、關係部門が自ら検査する。

「種類表」に属さないが、対外貿易契約に商檢機関による検査と証明書の発行が規定された輸出入商品は、商檢機関が検査を担当する。

第五条

対外貿易の公証鑑定業務は商檢機関及び国家商檢局の指定する検査機関が行う。

第六条

輸出入される薬品の検査、食品の衛生検査と検疫、動植物の検疫、計量器具の検定、ボイラーや圧力容器の安全監督検査及び船舶(海洋プラットフォームを含む)、主要な船用設備と材料、コンテナの船舶基準検査は国の關係規定に従って行う。

第二章 輸入商品の検査

第七条

すべての輸入商品は所定の期間内に検査を受けなければならない。検査を受けていないものは、据え付け、稼働させてはならず、販売してはならず、使用してはならない。

第八条

「種類表」に属する輸入商品または対外貿易契約で商検機関による検査・証明書の発行が規定された輸入商品が到着した場合、荷受部門、需要部門もしくは代理引取部門は、遅滞なく到着港または到着駅の商検機関に検査を申告しなければならない。商検機関は検査後、申告人に検査状況通知書または検査証明書を発給する。

「種類表」に属する輸入商品については、税関は商検機関が税関申告書に押捺した印章をもとに通関を許可する。

第九条

「種類表」に属さない輸入商品が到着した場合、荷受部門または需要部門は所在地域の商検機関に申告した後自ら検査を行う。検査結果は遅滞なく所在地域の商検機関に報告しなければならない。

検査に合格しなかった輸入商品について、賠償を請求する必要がある場合、荷受部門、需要部門は遅滞なく所在地域の商検機関に再検査及び検査証明書の発給を申請しなければならない。

第十条

各省、自治区、直轄市の輸出入商品検査局は、検査の条件を備えた専門検査機関、研究機関、総合大学、単科大学、工鉱業企業を組織して、指定の輸入商品検査任務を引き受けさせなければならない。

第三章 輸出商品の検査

第十一条

すべての輸出商品は検査を受けなければならない。検査を受けていないか、または検査に合格しなかったものは、輸出してはならない。

第十二条

「種類表」に属する輸出商品または対外貿易契約で商検機関による検査・証明書の発給が規定された輸出商品は、輸出の際、生産部門、サプライヤーもしくは対外貿易部門が商検機関に検査を申告しなければならない。商検機関は検査合格後、検査証明書または通関許可書を発給する。

「種類表」に属する輸出商品については、税関は商検機関の検査証明書または

通関許可書をもとに通関を許可し、もしくは商検機関が税関申告書に押捺した印章をもとに通関を許可する。

第十三条

「種類表」に属さない輸出商品は、生産部門、サプライヤーまたは対外貿易部門が自ら検査を行う。

第十四条

商検機関の検査に合格して検査証明書、通関許可書を発給された輸出商品は、証明書類の有効期間内に運送、輸出するものとする。有効期間をすぎた場合は、改めて検査を受けなければならない。

第十五条

船舶またはコンテナで食糧、油脂、食品、冷凍品等の腐敗性食品を輸出する場合、運送人またはコンテナ収納部門は積み出し港の商検機関に船倉またはコンテナの検査を申請し、検査の結果積み込みの技術的条件に適合し、かつ証明書を発給されなければ積み込むことができない。

第十六条

各省、自治区、直轄市の輸出入商品検査局は、検査の条件を備えた専門検査機関及び研究機関を組織して、指定の輸出商品検査任務を引き受けさせなければならない。

第四章 公証鑑定

第十七条

商検機関及び国家商検局の指定する検査機関は、対外貿易・運送、保険契約の関係各当事者ならびに輸入商品の荷受部門、需要部門、代理引取部門及び輸出商品の生産部門、サプライヤー(以下対外貿易関係人と総称する)の申請、外国検査機関の委託、仲裁・司法機関の指定に基づいて、対外貿易の公証鑑定業務を行い、かつ輸出入商品の受け渡し、決済、料金計算、共同海損等の算定、税関申告、納税、賠償処理の有効な証書となる各種鑑定証明書を発行する。

第十八条

商検機関及び国家商検局の指定した検査機関の行う対外貿易公証鑑定業務の範囲には、輸出入商品の品質、重量、数量、包装鑑定、積付検量、車輛、船倉、コンテナ等の輸送手段の清潔・密閉、冷蔵性能等の技術的条件の検査、積載鑑定、倉口監視、荷役監督、コンテナ貨物の収納・搬出検査、損害検査、海損貨物の査定、見本の封緘、原産地証明書、評価証明書の発給ならびにその他の公証鑑定業務を含む。

第十九条

中国領内に外国の検査機関を設置することはできない。

第五章 監督・管理

第二十条

商検機関は関係各部門、検査機関の輸出入商品検査業務を監督・点検しなければならない。

商検機関は前項の監督・点検任務を遂行する際、ぬきうち検査を行うことができる。

第二十一条

対外貿易関係人が輸出入商品の検査・鑑定の結果について異議がある場合には原検査機関に再検査を申し立てることができる。再検査の結果になお異議がある場合には、国家商検局に訴願することができ、国家商検局は別の専門機関または専門技術者を組織して検査、評議の上、結論を出す。

第二十二条

輸出入商品検査員は専門知識と検査技術を有するものでなければならず、試験に合格しかつ証明書を発給されなければ、検査任務に就くことができない。

第六章 処 罰

第二十三条

本条例に違反した場合には、情状の軽重に応じて、商検機関が罰金に処し、または主管部門が行政処分を行う。刑法に触れる場合は、法によって刑事責任を追及する。

第七章 付 則

第二十四条

輸出入商品検査員が生産単位、港、空港、駅、船舶、倉庫等の場所で任務を遂行する際、関係部門は必要な作業条件を提供しなければならない。

第二十五条

商検機関及び関係検査機関は検査及び公証鑑定につき、適当な料金を徴収することができる。具体的方法はそれぞれ国家商検局、関係検査機関の主管部門が制定する。

第二十六条

本条例の実施細則は国家商検局が制定する。省、自治区、直轄市の人民政府は本条例及び実施細則に基づいて、当該地域の実施規則を制定することができる。

第二十七条

本条例は公布の日から施行する。一九五四年一月三日に旧中央人民政府政務院が公布した「輸出入商品検査暫定条例」は同時に廃止する。

資料-4 輸出入商品現行実施検査品目表
(1982年12月発行)

輸出商品の部	①冷凍卵黄②冷凍全卵③冷凍卵白
一、糧穀類	八、卵及び卵加工品
1. 米(破砕米及び米粉を含まない)	1. 生鮮鶏卵
2. とうもろこし	2. 生鮮あひるの卵
3. そば	3. ビーターン
二、豆類	九、乳製品類
大豆	1. 練乳(脱脂、全脂、無糖練乳、加糖練乳を含む)
三、植物油類	2. 粉乳(全脂、脱脂粉乳を含む)
1. 桐油	3. バター(フレッシュバター、発酵バターを含み、 人造バターを含まない)
2. 落花生油	十、水産物類
3. 大豆油	1. 魚
4. 綿実油	①冷凍魚(丸・ドレス・切身の冷凍を含む)②
四、鮮果類	鮮魚
1. リンゴ	2. エビ
2. 柑橘(香港・マカオに輸出するりんご、柑橘を含 み、キンカン、レモン及びゆず類を含まない)	①冷凍大正エビ②冷凍小エビ③冷凍むきエビ
五、肉類	3. 貝(殻付き或いは殻無しを含み、干したものを 含まない)
1. 畜肉	①さざえ、タニシ②赤貝③アサリ・ハマグリ④
①冷凍豚肉②冷凍牛肉③冷凍マトン④冷凍兎肉 (以上はカット及びボンレス肉を含む)⑤冷凍豚 副産品⑥冷凍牛・マトンの副産品	ドブ貝⑤マテ貝
2. 家禽肉	4. その他の水産物
①冷凍ブロイラー②冷凍ダック③冷凍鶏鳥(以 上はそれぞれ部分肉を含む)	①クラゲ②冷凍イカ③冷凍イカの切身④いくら
六、かん詰類	⑤塩漬けカズノコ
1. 果物かん詰	十一、調味品類
2. 野菜かん詰	1. ハチミツ
3. 食肉かん詰	2. 醤油
4. 家禽類かん詰	3. 魚のソース
5. 水産品かん詰	十二、食用糖類
6. その他のかん詰(缶ジュースを含み、瓶詰ジュ ースを含まない)	1. 白砂糖
七、卵製品	2. 角砂糖
1. 乾燥卵	3. 氷砂糖
①乾燥卵黄②乾燥全卵粉③乾燥卵白(卵白片、 卵白粉)	十三、ナッツとさね(種の中味)類
2. 冷凍卵	1. むきクルミ(WALNUT MEATS)
	2. クルミ
	3. 苦いあんずのさね (BITTER APRICOT KERNELS)
	4. 落花生(殻なし)

5. 落花生(殻つき)(殻なし殻つきともに加工製品と調理品を含まない)

十四、葉タバコ類

1. 黄色種 (flue-cured)
2. 在来種 (sun-cured)

十五、茶類

1. 紅茶
①工夫紅茶(black tea congou)②碎葉紅茶
2. 緑茶
①珍眉(chunmee)②床茶(gunpowder)③黃熙茶(hyson)④兩茶⑤秀眉(sowmee)
3. ウーロン茶(ウーロン粗茶を含まない)
4. 花茶(ジャスミン茶)

十六、樹脂製品類

ロジン(松脂)

十七、天然香料類

1. シトロネラ油
2. カシヤ油(桂皮油)
3. ペパーミント油
4. 大ウイキョウ油
5. ユーカリ油
6. 芳油
7. 白樟油(Camphor Oil, White)
8. 黄樟油(Sasafras Oil)
9. 山蒼子油(Litsea Cubeba Oil)
10. 樟腦
(以上は天然のもの及び天然の香料を原料として合成したものを含む)
11. 薄荷腦

十八、毛皮類(原皮、なめしたもの、染色したもの、一匹もの、プレートを含む)

1. ウィゼル
2. チッキャンラム
3. キッド
4. ミンク
5. マーモット
6. コリンスキー
7. ラスカ
8. スクイラル(リス)
9. フィッチ
10. オッター

十九、製革原料皮、革類

1. 山羊乾皮(カシミヤ山羊を含まない)
2. ディアースキン(鹿皮)
3. 牛皮(水牛、黄牛(一般の牛)を含む)
4. 馬皮
5. 豚レザー
6. 羊レザー(山羊や綿羊のレザーを含む)

二十、ケーシング類

1. 塩漬豚腸衣(salted hog casings)
2. 塩漬山羊腸衣(salted goat casing)
3. 塩漬羊腸衣(salted sheep casings)
4. 塩漬牛腸衣(salted beef rounds)
5. 塩漬豚大腸頭(salted hog fatends)

二十一、刷毛類

1. 豚毛
2. 豚毛を束ねたもの
3. 山羊毛(山羊毛を束ねたものを含む)
4. 馬のたて鬃
5. 馬尾毛

二十二、絨毛類

1. 綿羊毛
2. カシミヤ
3. 兔毛
4. ラクダの毛

二十三、羽毛、ダウン類

1. ダック
2. グース
3. ダックダウン
4. グースダウン

二十四、毛皮製品類

1. 毛皮コート
2. リバーシブル毛皮コート
3. 子供用毛皮コート
4. 毛皮ジャケット(革ジャケットの毛皮ライナー付を含む)
5. 毛皮製がんどう頭巾
6. 毛皮製帽子
(以上は、毛皮ライナー付きの銀面或いはスウェットの服装品を含む)

二十五、非金属鉱産物類

1. 螢石

- ①塊状のもの②粉末状のもの
- 2. ばん土頁岩 (ボーキサイトを含む)
- 3. 重晶石 (塊状のもの、粉末状のものを含む)
- 4. タルク (塊状、ガラ状、粉末状のものを含む)
- 5. 石英石 (石英砂を含む)

二十六、金属鉱産物類

- 1. タングステン鉱
- ③鉄マンガン重石及びマンガン重石②灰重石
- 2. アンチモニー鉱 (アンチモニー鉱石、塊状アンチモニーを含む)
- 3. マンガン鉱
- ①ソフトマンガン鉱 (粉末状ソフトマンガンを含む) ②ハードマンガン鉱

二十七、燃料類

- 1. 原油
- 2. 石炭
- 3. コークス
- 4. アスファルト
- 5. 精製油
- ①ガソリン②灯油③ディーゼル軽油

二十八、化工原料類

- 1. 工業塩 (塩化ナトリウム)
- 2. アルドース

二十九、棉花類

小綿 (繰綿、インド綿)

三十、糸類 (シルクヤーン類)

- 1. 家蚕糸
- ①生糸②玉糸③絹紡糸④諸陸糸、片撚糸
- 2. 柞蚕糸 ((BLEACHED (薬水糸)を含む)

三十一、紡織品類

- 1. 綿織物
- ①生機綿布②捺染綿布 (各種色布、ざらし布、型染を含む) ③起毛地 (染色、プリントの片面起毛と、両面起毛を含む) ④コール天
- (以上は、各種糸染織物、手織の布、15m以下の短尺物綿布、及び低級の綿使い織物を含まない)
- ⑤綿とポリエステル短繊維との混紡織物 (漂白、染色; プリント; 毛染め)
- 2. 毛織物
- ①純羊毛の広織物②純羊毛の紡毛織物③羊毛と化学繊維との混紡或いは交織紡毛織物 (パイル

織、ラクダの毛で織ったラシャ、人造毛皮及び毛布を含まない)

3. 絹織物

- ①純家蚕糸織物 (家蚕絹紡を含む) ②純柞蚕糸織物 (柞紡を含む) ③家蚕糸と化繊長繊維との交織織物④合成繊維の長繊維の織物

三十二、服装類

- 1. オーバーコート
- ①毛織物オーバーコート②パイル織物オーバーコート③羊毛と化学繊維の混紡或いは交織織物のオーバーコート
- 2. 洋服、ズボン (ロングパンツ、ショートパンツ含む)
- ①毛織物の洋服、ズボン②羊毛と化学繊維との混紡或いは交織繊維の洋服、ズボン③毛織及び羊毛と化学繊維との混紡或いは交織織物の女性用ツーピース (スリーピースを含む)
- 3. シャツ、ブラウス
- ①ポプリンシャツ②T/Cシャツ (糸染織のもの及び各種紳士婦人用長袖シャツ、ハードカラーシャツ、ソフトカラーシャツ)
- (以上は子供服、寝間着、刺繍物を含まない)

三十三、軽工業品類

- 1. 日用ホーロー産品
- ①ホーロー洗面器②ホーローコップ③各種ホーロー食器
- 2. 家庭用ミシン (手廻しミシンを含む)
- 3. 自転車及びパーツ (タイヤ及びチューブを含む)
- 4. 目覚まし時計
- 5. トランジスタラジオ
- 6. カメラ (カメラレンズを含む)
- 7. 扇風機及びパーツ
- 8. 電池
- 9. ベニヤ板
- ①リンデンのベニヤ板②カバノキのベニヤ板③ネコヤナギのベニヤ板④ラワン of ベニヤ板⑤その他樹木を使ったベニヤ板⑥セメントのベニヤ板
- (以上は組立セット板及び1枚当りの面積が1平方メートル以下のベニヤ板を含まない)
- 10. 革靴 (革製サンダルを含み、軟底スリッパ及び合成皮革の靴を含まない)

- ①紳士革靴②婦人革靴③子供用革靴④革製トレーニングシューズ (または、旅行、訓練靴、健康靴、運動靴とも称す)

11. ゴム靴

- ①ラバーシューズ②キャンパスシューズ

三十四、陶磁器セット類 (すべて15個以上とする)

1. 茶器セット
2. デイナーセット
3. コーヒーセット

三十五、工作機械及び鍛圧機械類

1. 金属切削工作機械

- ①旋盤②フライス盤③プレーナー④研削盤⑤中ぐり盤⑥ボール盤⑦盤削り盤⑧ブローチ盤⑨歯切り及びネジ切り盤⑩シャーリング機⑪放電加工及び超音波加工機

2. 鍛圧機械 (暫時大型鍛圧機械を含まない)

- ①機械プレス機②液圧プレス機③自動鍛圧機④ハンマー⑤鍛造機⑥打ち抜き機⑦整形機⑧操作機

3. 木工機械

三十六、電機類 (船用電機は除く)

1. 交流モーター
2. 直流モーター
3. 変速モーター
4. 汎用交流発電機
5. 発電ユニット (500キロワット以下)

三十七、ベアリング類

1. ミニチュアベアリング
2. 0類ベアリング
3. 1類ベアリング
4. 2類ベアリング
5. 3類ベアリング
6. 4類ベアリング
7. 5類ベアリング
8. 6類ベアリング
9. 7類ベアリング
10. 8類ベアリング
11. 9類ベアリング
12. 関節ベアリング

三十八、電線電纜類 (船用電纜は除く)

1. 裸線

2. エナメル線
3. 液圧電線
4. 送電線
5. 制御ケーブル
6. 通信ケーブル

三十九、自動車及び部分的なクレーン運搬設備類

1. ジープ
2. トラック (ダンプカーを含む)
3. クロスカントリー車
4. 観光用自動車
5. 乗用車
6. 小型トレーラー
7. 工具車
8. タンクローリー
9. 冷蔵車
10. クレーン車
11. フォークリフト

四十、ディーゼルエンジン (船用ディーゼルを除く)
陸用ディーゼルエンジン (600馬力以下)

輸入品の部

- 一、メイズ
- 二、小麦
- 三、大豆
- 四、綿花
- 五、黄麻
- 六、シサル麻
- 七、セルロース繊維 (ビスコース、ベンベルグ、アセテート)
- 八、合成繊維 (ポリエステル、ナイロン)
- 九、天然ゴム
- 十、紙
- 十一、化学肥料
- 十二、粗糖
- 十三、魚粉
- 十四、毛皮、製革原料皮革
- 十五、羊毛類 (綿羊毛、ラクダ、カシミヤ)

現行輸出入商品検査実施品目表

(1984年1月1日実施 国家進出口商品検査局)

1. 輸入金属材料

(1) 鋼材

1. 厚中板

- ①一般厚中板、②ボイラー用鋼板
③造船用鋼板

2. 薄板

- ①一般薄板 ②亜鉛メッキ鋼板
③ブリキ ④けい素鋼板

3. 高級鋼

- ①高級炭素鋼、②構造用合金鋼
③工具鋼 ④高速度鋼 ⑤ステンレス鋼 ⑥ばね鋼 ⑦軸受鋼

4. 鋼管

- ①溶接鋼管 ②継目なし鋼管 ③ボイラー用管
④チュービングパイプ ⑤ケーシングチューブ
⑥ドリルパイプ(ドリルカラー・ドリルロッド
など含む) ⑦ボーリング管 ⑧合金管 ⑨ス
テンレス管 ⑩鋼製ポンペ

5. 金属製品

- ①鉄線 ②帯鋼 ③ワイヤロープ

その他の製品

6. 形鋼(日形鋼、チャンネル、平鋼、アングル
などを含む)

7. ワイヤードッド

8. 鉄道器材

9. その他(鋼塊、インゴット含む)

以上の品目には冷間圧延、熱間圧延、冷間引抜き、アップセッター、押しなどによる加工製品のすべての輸入鋼材を含む

- (2) アルミインゴット、アルミ材(板、帯、管などを含む)

- (3) 鋼インゴット、鋼材(板、帯、管など含む)

2. 輸出金属材料

鋼材(品目は輸入鋼材と同じ)

資料一 5 中国の鉱産物輸出入実績 (国家商検局より入手資料)

1) 中国の鉱産物輸出実績 (1983年)

品 名	単 位	数 量	金額 (万ドル)
非鉄金属及び鉱産物			
錫	ト ン	3,170	4,083
水 銀	"	496	484
ア ン チ モ ニ	"	12,569	2,428
硫 化 ア ン チ モ ニ	"	80	13
酸 化 ア ン チ モ ニ	"	2,404	483
銅	"	20	3
ア ル ミ ニ ウ ム	"	2,102	233
鉛	"	2,594	112
亜 鉛	"	2,045	115
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金	"	2,767	292
鉄 重 石	"	22,179	13,168
白 タ ン グ ス テ ン	"	1,682	979
ア ン チ モ ン 鉱 石	"	1,283	67
モ リ ブ デ ン 鉱 石	"	201	8
酸 化 ア ル ミ ニ ウ ム	"	314	11
酸 化 モ リ ブ デ ン	"	198	96
低 タ ン グ ス テ ン 鉱 石	"	729	119
非鉄金属材料及び製品			
銅 材 料	ト ン	8,349	1,400
ア ル ミ ニ ウ ム 材 料	"	7,187	1,165
電 熱 線	キログラム	14,512	7
タ ン グ ス テ ン 熔 接 棒	"	10,008	35
石 炭	ト ン	6,555,001	29,424
コ ー ク ス	"	348,640	3,311
建 築 材 料			
セ メ ン ト	ト ン	459,976	2,195
白 セ メ ン ト	"	9,076	105
は ん ど セ メ ン ト	"	2,196	33

品名	単位	数量	金額(万ドル)
石膏	トン	139,398	254
生石灰	"	2,636	17
消石灰粉	"	50,630	259
石粒	"	11,770	40
石粉	"	22,989	95
方解石	"	3,676	19
ひる石	"	5,422	39
方解煉瓦	万個	34	11
セメント煉瓦	"	730	29
赤煉瓦	"	11,901	533
防湿煉瓦	"	240	111
タイル	"	681	58
大理石材料	平方メートル	92,567	177
大理石原料	"	749	23
花崗岩材料	"	2,605	12
石板	"	719,066	389
軽石粒	立方ヤード	694,558	147
淡水石	トン	574,775	403
海水石	立方ヤード	697,637	143
黄土泥	トン	56,647	11
耐火材料			
礬土	トン	424,727	2,610
アルミニウム煉瓦	"	11,467	192
耐火煉瓦	"	11,272	133
耐火粘土	"	1,445	12
ボーキサイト	"	50,950	244
焼きマグネシウム	"	178,122	1,753
黒鉛るつぼ	個	1,016,376	32
燐黒鉛	トン	49,482	2,160
無定形黒鉛	"	13,175	125
金剛砂	"	4,619	226
高アルミニウム粉	"	1,806	23

品名	単位	数量	金額(万ドル)
金属以外の鉱産物及び製品			
タルク	トン	413,316	2,074
タルク粉	"	99,004	840
陶土	"	11,576	78
長石煉瓦	"	8,452	28
長石粉	"	11,235	54
石英鉱石	"	72,451	119
黒と白色粘土	"	101,834	201
石綿	"	3,905	112
石綿製品	"	999	197
石綿ロープ	"	231	50
石綿糸	"	276	61
石綿布	"	96	32
石綿ゴム板	"	106	12
石綿スレート	"	290	18
雲母製品	"	175	47
雲母滓	"	14,739	118
焼きマグネシウム	"	100,288	750
螢石の塊	"	375,847	2,678
螢石粉	"	68,416	797
雄黄	"	78	11
重晶石	"	646,966	2,400
バライナ粉	"	59,784	377
球石	"	2,743	26
フリント	"	4,001	45
軽石	"	1,092	31
赤色土壌	"	2,165	21
黄土	"	747	6
ベントナイト	"	3,663	22
鋼炉滓	"	6,230	21
石油類			
石油	トン	15,194,234	296,611

品名	単位	数量	金額(万ドル)
製品オイル	トン	5,119,806	137,258
航空用ガソリン	"	1,038	43
車用ガソリン	"	1,379,303	34,973
航空用ケロシン	"	400,400	12,102
(燈用)ケロシン	"	101,687	3,195
軽油	"	1,265,507	35,353
重油	"	21,120	598
汎用ディーゼルオイル	"	25,850	794
燃料オイル	"	353,828	8,201
潤滑油	"	39,348	1,303
潤滑グリース	"	5,525	357
潤滑ベースオイル	"	27,496	1,062
液化ガス	"	1,955	52
ナフサ	"	1,496,689	39,225

2) 中国の鉱産物輸入実績 (1983年)

品 名	単 位	数 量	金額 (万ドル)
非 鉄 金 属			
銅	ト ン	522,661	89,316
亜 鉛	"	230,176	16,521
アルミニウム	"	301,366	40,626
ニ ッ ケ ル	"	202	98
コ バ ル ト	"	855	1,043
マグネシウム	"	4,207	910
鉛	"	12,275	753
非鉄金属製品	"	49	147
その他の非鉄金属材料	"	2,471	439
金 属 鉱 産 物			
鉄 鉱 石	ト ン	4,095,645	6,923
ク ロ ム 鉱 石	"	289,034	2,227
亜 鉛 鉱 石	"	35,593	670
銅 鉱 石	"	96,852	6,052
フェロ・アロイ	"	25,075	2,753
鑄 鉄	"	748,802	8,894
金属以外の鉱産物及び製品			
セ メ ン ト	ト ン	2,490,635	10,212
耐 火 材 料	"	644	105
石 綿 と 製 品	"		162
石 炭	"	2,140,212	5,425
石 油 及 び 製 品	"		9,605
石 油	"	369,898	7,781
潤滑グリース	"		1,824
ゴ ム 及 び 製 品	"		24,736
天 然 ゴ ム	"	227,520	21,971
合 成 ゴ ム	"	14,073	2,126

資料一 6-1 日本の輸入鉱産物実績

品 種	1983			1984		
	輸入量 (t) * kg	全輸入量に 対する割合 (%)	輸入金額 (千円)	輸入量 (t) * kg	全輸入量に 対する割合 (%)	輸入金額 (千円)
二酸化マンガン鉱	2,305	(22.5)	55,936	2,677	(14.1)	74,580
マンガン鉱 (39%以上)	1,602	(0.21)	26,392	400	(0.05)	6,146
“ (39%以下)	600	(0.23)	9,120	1,400	(0.31)	19,336
“ (その他)	300	(3.22)	4,410	500	(0.20)	7,485
含鉄マンガン鉱	15,836	(2.67)	141,294	7,466	(0.90)	61,299
タングステン鉱	1,006	(31.30)	622,371	155	(5.34)	230,014
モリブデン鉱 (焙焼鉱)	10	(0.05)	6,280			
チタンスラグ	10	(0.02)	1,228			
アンチモン鉱	1,356	(21.62)	265,340	2,641	(37.80)	897,095
けい素 (単結晶)	50*	(0.08)	715			
“ (単結晶以外のもの)	1,788	(22.22)	4,364,303	14,318	(16.8)	4,364,371
水 銀	36.9	(29.88)	85,872	17.9	(34.2)	38,008
金属リチウム	256*	(0.84)	3,795	251*	(0.78)	5,087
水酸化リチウム	40	(5.28)	33,470	111	(12.94)	94,326
炭酸リチウム	266	(7.34)	180,085	305	(8.10)	211,361
炭酸バリウム・炭酸カリウム	9,950	(42.06)	724,682	16,319	(39.72)	1,316,142
硫酸バリウム	2,088	(80.0)	173,039	1,840	(68.9)	153,739
炭酸アンモン (炭酸ストロンチウムを含む)	827	(0.56)	127,998	1,279	(0.61)	223,068
その他のアリカリ土類金属 (金属カルシウムを含む)	3.3	(20.94)	8,522	13.8	(39.32)	28,349
酸化コバルト				2	(0.75)	5,216
酸化ゲルマニウム	120*	(1.22)	1,567	20*	(0.16)	2,780
ゲルマニウムの塊	509*	(100.0)	84,562	1.3	(66.4)	205,152
ゲルマニウムの粉・フレーク	295*	(97.7)	50,524			
インジウムの塊	305*	(7.59)	8,098			

(出所：日中貿易統計、日本国際貿易促進協会 1985.5)

品 種	1983			1984		
	輸入量 (t) * kg	全輸入量に 対する割合 (%)	輸入金額 (千円)	輸入量 (t) * kg	全輸入量に 対する割合 (%)	輸入金額 (千円)
五酸化バナジウム	768	(25.98)	724,356	326.6	(7.10)	363,103
ベリリウム鋼母合金	30	(37.4)	306,571	15	(17.59)	158,133
その他の金属炭化物 (炭化タングステンを含む)	11	(16.2)	19,361	14	(7.29)	27,124
マグネシウムの塊	144	(0.96)	79,620	139	(0.95)	82,799
タングステンの粉・フレーク	150*	(0.13)	591	12	(5.88)	45,860
タングステンの製品・その他	100*	(0.48)	802	330*	(0.86)	4,498
モリブデンの製品・その他	550*	(0.61)	5,583	95*	(0.07)	892
アンチモンの塊	3,459	(99.5)	1,620,016	5,113	(100.0)	3,678,693
アンチモンの粉・フレーク	10*	(100.0)	4,841	5*	()	2,310
三酸化アンチモン	1,014	(56.45)	537,056	1,075	(43.60)	738,266
三硫化アンチモン	70	(60.68)	28,647	133	(58.30)	68,242
酸化イットリウム	16.5	(15.02)	232,840	183.2	(69.75)	1,208,786
酸化セリウム				2	(3.50)	6,077
酸化ランタン				240*	(0.11)	840
希土類金属 イットリウム及びスカンジウム	5.9	(22.26)	11,150	4	(3.08)	60,177
その他のレアアース	91.2	(4.60)	935,192	53.7	(1.94)	788,390
粗製の塩化希土	828	(46.96)	281,261	2,272	(60.66)	713,084
フェロセリウム又は発火性合金	7.7	(33.38)	13,279	5.1	(24.39)	9,371
白金の塊・片・粒				40*	(0.24)	118,485
パラジウムの塊・片・粒	10*	(6.35)	7,484			
ロジウムの塊・片・粒				0.3*	(0.03)	1,356
アルミニウムの粉				50	(1.92)	21,869
酸化チタン (ルチル型以外のもの)				650	(16.72)	155,736
小 計			11,828,609			16,318,523 (138%)

(窯業原料) 品 種	1983			1984		
	輸入量 (t) * kg	全輸入量に 対する割合 (%)	輸入金額 (千円)	輸入量 (t) * kg	全輸入量に 対する割合 (%)	輸入金額 (千円)
黒 鉛	27,769	(51.24)	2,973,561	39,254	(46.18)	3,796,043
石 英 及 び ケ イ 岩	11,347	(11.70)	200,667	16,719	(15.93)	261,433
カ オ リ ン	11,672	(2.12)	194,874	13,888	(2.03)	239,804
ば ん 土 頁 岩	78,070	(97.48)	1,415,013	109,497	(98.17)	1,835,159
そ の 他 の 粘 土	19,781	(12.72)	306,142	26,302	(17.75)	376,860
カイアナイト・アンダルサイト ・シリマナイト	50	(0.28)	1,542	99	(0.36)	2,897
ムライト・シャモット・ ダイナース	5,050	(21.18)	75,856	3,210	(14.40)	43,499
マグネシアクリンカー (酸化マグネシウム)	2,141	(89.51)	205,123	9,788	(97.20)	805,201
” (その他のもの)	135,226	(56.59)	3,215,537	173,818	(64.86)	3,651,470
雲 母	650	(6.70)	12,815	3,406	(26.20)	63,320
石 綿	460	(0.20)	30,769	749	(0.31)	50,441
ス テ ア タ イ ト	23,457	(100.0)	442,042	24,638	(93.69)	466,713
タ ル ク	446,353	(75.43)	7,462,400	414,404	(69.89)	7,096,934
ほ た る 石	260,693	(59.88)	5,461,169	294,524	(57.38)	6,193,885
長石・白榴石・ネフェリン・ ネフェリンサイアナイト	4,414	(55.77)	72,259	5,470	(56.91)	76,046
フ リ ン ト	1,975	(18.63)	53,486	1,974	(14.90)	42,796
焼 結 ア ル ミ ナ	99	(4.69)	6,982	917	(27.51)	80,650
熔 融 ア ル ミ ナ	3,166	(45.52)	361,822	5,749	(41.21)	638,918
炭 化 け い 素	4,208	(41.04)	665,686	9,047	(51.32)	1,143,329
小 計			23,157,745			26,865,398 (116%)
合 計			34,986,354			43,183,921 (123%)

資料-6-2 日本の輸入鉱物性燃料・鉱物油実績

品 目	1983		1984	
	輸入量 (t) *kg	金 額 (千円)	輸入量 (t) *kg	金 額 (千円)
無 煙 炭	195,914	3,274,138	205,940	3,294,447
強 粘 結 炭 (8%以下)	8,229	130,765	64,423	824,298
石 灰 (8%以下)	332,033	4,073,760	652,891	7,665,339
強 粘 結 炭 (8%以上)	1,167,749	15,693,548	833,715	10,462,132
コークス用炭 (8%以上)	383,347	5,287,604	455,721	5,813,803
石 炭 (8%以上)	1,712,127	22,101,555	1,739,699	20,321,106
亜炭 (凝結してないもの)	933	26,385	1,226	39,919
コークス・半成コークス	818	25,720	-	-
	*		*	
高温コールタールの蒸溜物 (比重0.83以下)	14,849,103	959,280	1,170,540	77,388
	*		*	
ベンゼン (粗製のもの)	12,207,126	952,399	13,243,804	1,023,713
	*		*	
その他の高温コールタールの蒸溜物	30,348,739	1,744,014	45,626,880	2,423,493
ピッチコークス	7,378	315,773	7,646	335,059
石油及び歴青油 (原油)	10,813,472	494,724,666	12,888,329	555,003,749
揮発油 (石化製品製造用)	1,735,122	84,808,983	1,912,044	86,075,031
その他の揮発油	-	-	16,797	767,670
燈油 (ジェット燃料用)	169,215	9,947,170	147,124	7,860,552
同上 (その他のもの)	-	-	69,730	3,931,362
軽 油	135,107	7,097,215	309,663	15,075,073
粗油 (比重0.9037以下)	-	-	7,189	304,123
重油 (比重0.83以下) (関税割当以内)	-	-	11,929	592,065
同上 (比重0.9037以下) (関税割当以内)	39,719	1,612,876	38,964	1,638,007
同上 (その他のもの)	45	2,382	36,154	1,727,798
粗油 (製油原料用) (比重0.9037~0.9273)	-	-	7,042	302,723

品 目	1983		1984	
	輸入量 (t) * kg	金 額 (千円)	輸入量 (t) * kg	金 額 (千円)
粗 油(比重0.9037~ 0.9273)(関税割当以内)	153,758	6,836,940	131,901	5,763,953
同 上(")(その他)	24,017	1,077,037	12,408	552,156
同 上(比重0.9273以上)	-	-	8	344
流動パラフィン(比重 0.894 以下)	40	3,933	60	5,778
切削用及び絶縁油(")	1,345	78,424	1,656	96,937
グ リ ー ス	52,200	5,040	462,600	44,588
液化石油ガス(アンモニア 等製造用)	-	-	1,258	90,168
同 上 (その他)	3,324	239,585	2,428	167,190
パラフィンろう	2,492,100	341,535	2,177,350	291,426
半成石油コークス	127,661	2,525,153	167,571	3,219,752
その他の石油コークス	10,248	337,207	11,384	444,075
天然アスファルト等	1,302	36,159	-	-
合 計		664,259,246		736,235,217

資料一七 要請機材一覧表（事前調査時中国側提出分）

No.	機 材 名	台 数			
		北 京	上 海	大 連	計
1	螢光 X 線 分 析 装 置	1	1	1	3
2	レ ー ザ ー 電 子 発 光 分 析 装 置	1	-	-	1
3	I C P 発 光 分 光 分 析 装 置	1	1	1	3
4	原 子 吸 光 分 析 装 置	2	1	1	4
5	ガ ス ク ロ マ ト グ ラ フ	4	1	-	5
6	コ ン ピ ュ ー タ ー 及 び 付 属 設 備	1	1	1	3
7	白 金 る つ ぼ ・ 皿 ・ 電 極	1	1	1	3
8	ガ ス ク ロ 質 量 分 析 装 置	1	1	1	3
9	液 ク ロ 質 量 分 析 コ ン ピ ュ ー タ ー 運 用 計	1	-	-	1
10	紫 外 可 視 分 光 々 度 計	3	1	3	7
11	高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	3	1	1	5
12	イ オ ン ク ロ マ ト グ ラ フ	-	1	1	2
13	X 線 回 析 装 置	1	1	1	3
14	フ ー リ エ 変 換 赤 外 分 光 計	1	-	-	1
15	赤 外 分 光 々 度 計	-	1	1	2
16	X 線 マ イ ク ロ ア ナ ラ イ ザ ー	1	-	-	1
17	ポ ー ラ ロ グ ラ フ	2	1	2	5
18	金 属 中 の 酸 素 ・ 窒 素 ・ 水 素 分 析 装 置	2	2	1	5
19	金 属 中 の 炭 素 ・ 硫 黄 分 析 装 置	2	1	1	4
20	窒 素 分 析 計	1	-	-	1
21	核 磁 気 共 鳴	1	-	-	1
22	元 素 分 析 装 置	2	1	1	4
23	プ レ パ レ ー シ ョ ン ク ロ マ ト グ ラ フ (分 取 液 ク ロ)	1	-	-	1
24	微 量 水 分 測 定 装 置	-	-	1	1
25	天 秤	4	3	2	9
26	放 射 能 測 定 装 置	3	-	-	3
27	熱 量 計	-	-	3	3
28	示 差 走 査 熱 量 計	1	-	-	1
29	温 度 ・ 調 節 器 付 電 気 炉	2	1	4	7

No	機 材 名	台 数			
		北 京	上 海	大 連	計
30	低 温 灰 化 炉	3	-	-	3
31	試 料 粉 碎 調 製 装 置	1	1	1	3
32	色 度 計	-	1	1	2
33	自 動 粒 度 ・ 測 定 装 置	-	1	1	2
34	真 比 重 測 定 器	-	1	-	1
35	カ サ 密 度 測 定 装 置	-	1	-	1
36	真 空 乾 燥 器	1	1	-	2
37	熱 風 式 乾 燥 器	1	-	-	1
38	定 温 乾 燥 器	1	-	-	1
39	恒 温 槽	5	1	-	6
40	蒸 留 装 置	4	-	-	4
41	セ メ ン ト 物 理 試 験 器	-	1	-	1
42	試 金 炉 及 び 灰 吹 炉	-	-	1	1
43	自 動 滴 定 装 置	1	3	6	10
44	電 量 滴 定 装 置	1	1	-	2
45	電 導 度 滴 定 装 置	1	-	-	1
46	電 磁 分 離 器	-	1	-	1
47	電 解 分 析 装 置	-	-	1	1
48	空 気 調 整 装 置	(必 要 数)			
49	廃 水 処 理 装 置	(必 要 数)			
50	排 ガ ス 処 理 装 置	(必 要 数)			
51	携 帯 用 P H 計	3	-	-	3
52	純 水 製 造 装 置	5	-	-	5
53	電 導 度 計	1	-	-	1
54	引 張 試 験 機	1	-	-	1
55	高 速 遠 心 分 離 機	2	-	-	2
56	超 音 波 洗 浄 器	2	-	-	2
57	振 動 器	3	-	-	3
58	パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー	3	1	-	4
59	テ レ 複 写 機	2	1	-	3
60	複 写 機 (マ イ ク ロ フ ィ ル ム)	1	1	-	2
61	視 聴 覚 機 (テ ー プ レ コ ー ダ ー)	10	-	-	10

No.	機 材 名	台 数			
		北 京	上 海	大 連	計
62	” (ビデオコーダー)	1	—	—	1
63	クローズドサーキットTV	1	—	—	1
64	複写機 (ゼロックス)	4	1	—	5
65	火 災 警 報 器	30	—	—	30
66	電 動 タ イ プ	3	1	—	4
67	工 具 車	1	—	—	1
68	ガ ラ ス 製 温 度 計	—	—	1	1
69	石 油 製 品 密 度 計	2	—	1	3
70	サ ン プ ラ ー	1	1	1	3
71	A S T M 色 試 験 器	—	—	1	1
72	セ イ ボ ル ト 比 色 計	1	—	1	2
73	ア ニ リ ン 点 測 度 計	1	—	1	2
74	蒸 留 過 程 測 定 計	2	—	1	3
75	蒸 留 試 験 装 置	1	—	—	1
76	減 圧 蒸 留 試 験 機	1	—	—	1
77	タ グ 密 閉 式 引 火 点 試 験 器	2	1	1	4
78	ペンスキーマルデンス試験器	2	1	1	4
79	クリーブランド開放式試験器	2	1	—	3
80	灰 分 測 定 計	1	—	—	1
81	濁 点 測 定 計	1	—	—	1
82	流 動 点 ・ 曇 点 測 定 器	2	1	1	4
83	コンラドソン残炭試験器	1	1	1	3
84	ラムスポトム ”	1	—	—	1
85	ランプ法硫黄測定計	1	1	—	2
86	燃 焼 管 式 硫 黄 分 試 験 器	1	1	1	3
87	石 英 管 一 酸 素 法	—	1	—	1
88	蒸 留 法 水 分 測 定 器	3	—	2	5
89	カールフィッシャー水分試験器	1	—	1	2
90	水 で い 分 試 験 器	1	—	1	2
91	動 粘 度 ・ 試 験 器	2	1	1	4
92	セ イ ボ ル ト フ ロ ー 粘 度 計	1	—	—	1

No.	機 材 名	台 数			
		北 京	上 海	大 連	計
93	エ ン グ ラ ー 粘 度 計	1	-	-	1
94	粘 度 計 洗 浄 装 置	2	-	-	2
95	銅 板 腐 蝕 試 験 器	1	1	1	3
96	リ ー ド 法 蒸 気 圧 試 験 装 置	1	1	1	3
97	実 ガ ム 試 験 器	1	1	1	3
98	銀 板 腐 蝕 試 験 器	1	-	1	2
99	水 点 試 験 器 (折 出 点)	2	-	1	3
100	酸 化 安 定 度 試 験 器	-	-	1	1
101	光 輝 度 値 測 定 計	1	-	1	2
102	熱 安 定 性 測 定 計	1	-	1	2
103	水 分 離 指 数 測 定 器	1	-	1	2
104	紫 外 光 電 分 光 々 度 計	-	-	1	1
105	電 位 差 計	-	-	1	1
106	炭 化 水 素 成 分 分 析 計	1	1	1	3
107	脱 ベ ン タ ン 装 置	1	1	1	3
108	高アルケンナフサ中の飽和炭化水素 の 分 離 設 備	1	-	-	1
109	煙 点 測 定 計	1	-	1	2
110	臭 素 測 定 計	1	-	1	2
111	オ ク タ ン 価 試 験 装 置	1	1	1	3
112	光 屈 折 計	1	-	-	1
113	セ タ ン 価 計	1	-	-	1
114	発 熱 量 測 定 計	1	1	1	3
115	液 化 石 油 ガ ス 試 料 採 取 器	-	1	-	1
116	液 化 石 油 ガ ス 比 重 測 定 計	-	1	-	1
117	液 化 石 油 ガ ス 蒸 気 圧 試 験 器	-	1	-	1
118	液 化 石 油 ガ ス 水 分 試 験 器	-	1	-	1
119	燃 料 ガ ス 及 び 天 然 ガ ス 試 料 採 取 器	-	1	-	1
120	燃 料 ガ ス 及 び 天 然 ガ ス 比 重 試 験 器	-	1	-	1
121	潤 滑 油 酸 化 安 定 度 計	1	-	-	1
122	熱 安 定 性 測 定 計	1	-	-	1
123	絶 縁 油 酸 化 安 定 度 計	1	-	-	1

No.	機 材 名	台 数			
		北 京	上 海	大 連	計
124	気化安定性測定計	1	-	-	1
125	絶縁破壊電圧測定計	1	-	-	1
126	媒質損失角タンジェント測定計	1	-	-	1
127	T i m K e n 試験機	1	-	-	1
128	四球摩擦試験機	1	-	-	1
129	滴点計	1	-	-	1
130	融点測定計	1	-	1	2
131	パラフィン含油量測定機	1	-	1	2
132	軟化点測定計	1	-	-	1
133	針入度測定計	1	-	-	1
134	水分・灰分固定炭素装置	1	1	-	2
135	E R D C O 汎用試験器	1	-	-	1

資料 8 1 中華人民共和国国家基準

大気環境質量基準 (GB 3095-82)

本基準は、「中華人民共和国環境保護法（試行）」の規定に基づき、大気の質を抑制・改善し、清潔で人体に適した環境を創造し、生態破壊を防止し、国民の健康を保護し、経済発展を促進することを目的に制定するものである。

本基準は全国に適用される。

1. グレードと基準値

1.1. 大気環境の質量基準は3つのグレードに分けられる。

一級基準 : 自然の生態・人間の健康を保護するための基準で、長期に亘って接触しても如何なる危害をも与えぬことを要求する。

二級基準 : 人導の健康や都市・農村の動・植物を保護すべく定める基準で、長期あるいは短期間の接触から傷害を発生することがないことを要求する。

三級基準 : 人々が急・慢性中毒にかかることなく、又、都市一般の動・植物（過敏症患者を除く）が正常に成長することを保証する。

1.2. 空気中の汚染物の三つの級の基準濃度については表1を参照。

1.2.1. 総浮遊微粒子 (T.S.P.) とは、100 ミクロン以下の微粒を指す。

1.2.2. 浮塵とは、10ミクロン以下の微粒で、この項目は参考基準である。

1.2.3. 光化学酸化剤 (O₃) については、1時間当たりの平均値。

2. 大気環境の質的区分と適用する基準

2.1. 各地区の地理、気候、生態、政治、経済及び大気汚染の程度差に基づき、大気環境に関して三つの区に分ける。

一区 : 国家の規定した自然保護区、観光地区、名所旧跡及び療養地等

二区 : 都市計画に定めた居住区、商業・交通・居住の密集した混合区、文化区、名所旧跡及び広大な農村等

三区 : 大気汚染程度の比較的重い都市及び工業区、都市交通の中枢・幹線等

2.2. 一区は国家が決め、二・三区は本規定を適用する地域範囲は当該地の人民政府が決める。

2.3. 各類大気環境に従って分けた三つの区に適用する級別規定は以下の通り。

一区は一般に一級基準を適用。

二区は一般に二級基準を適用。

三区は一般に三級基準を適用。

表1 空気汚染物に関する各級基準の限度値

汚染物名称	濃 度 限 度 値 単位：mg/m ³			
	測定時間	一級基準	二級基準	三級基準
総浮遊微粒子	日 平 均	0.15	0.30	0.50
	1回の最大値	0.30	1.00	1.50
浮 塵	日 平 均	0.05	0.15	0.25
	1回の最大値	0.15	0.50	0.70
二酸化硫黄	年間日平均	0.02	0.06	0.10
	日 平 均	0.05	0.15	0.25
	1回の最大値	0.15	0.50	0.70
窒素酸化物	日 平 均	0.05	0.10	0.15
	1回の最大値	0.10	0.15	0.30
一酸化炭素	日 平 均	4.00	4.00	6.00
	1回の最大値	10.00	10.00	20.00
光化学酸化剤 (O ₃)	時 間 平 均	0.12	0.16	0.20

生活飲用水水質基準 (1320 76)

番号	項目	基準
1	色	色度は15度を限度、他の異色を呈してはならぬ。
2	渾濁度	5度を超えてはならぬ。
3	臭と味	異臭・異味があつてはならぬ。
4	肉眼可見物	含有してはならぬ。
5	PH値	6.5 ~ 8.5
6	総硬度	250 mg/l を超えず。
7	鉄	0.3 mg/l を超えず。
8	マンガン	0.1 mg/l を超えず。
9	銅	1.0 mg/l を超えず。
10	Zn	1.0 mg/l を超えず。
11	揮発炭酸	0.002 mg/l を超えず。
12	負イオン合成洗剤	0.3 mg/l を超えず。
13	硝酸塩チッ素	10mg/l を超えず。
14	フッ化物	1.0 mg/l を超えず。適当濃度は0.5 ~ 1.0mg / l
15	シアン化物	0.05mg/l を超えず。
16	ヒ素	0.04mg/l を超えず。
17	セレン	0.01mg/l を超えず。
18	水銀	0.001mg / l を超えず。
19	カドミニウム	0.01mg / l を超えず。
20	クロム (六価)	0.05mg / l を超えず。
21	鉛	0.1mg / l を超えず。
22	細菌総数	1 ml 水中100 個を超えず。
23	大腸菌類	1 l 水中3 個を超えず。
24	塩素ガス	30分間の接触後、0.3mg / l を下つてはならぬ。集中式給水は工場水が上記の条件を満たさねばならぬこと以外に、水道網末端 (各蛇口) についても0.05 mg / l を下つてはならぬ。
25	放射線物質	衛生部によって別に定められる。

注(1) 表中に掲げる各項目の試験方法については、衛生部が最近公布した生活飲用水水質試験方法に基づく。

(2) 表中に掲げられていないその他の有害物質については、必要に応じ当該地の衛生部主管部門によって暫定的基準が制定される。尚、衛生部へその制定案を報告しなければならない。

(3) 加塩以外の消毒方法を採用するときは、給水機関は衛生部門と共同して水質の安全を保証する指標を研究・制定する。

(4) アンモニアチッ素、亜硝酸塩チッ素、硝酸塩チッ素、塩化物、硫酸塩、微酸量などの項目は一般的汚染指標 (各地区での水質調査時の参考) で統一的な規定ではない。本表中の硝酸塩チッ素については、毒理学上の立場から制定したものである。

水質検査データ

サンプル種類 : 北京市水道水

サンプル採取地 : 国家輸出入商品検査局ビル内

サンプル採取日 : 1985年7月16日

検査実施機関 : 北京市自来水公司

	項目	結果		項目	結果(mmg/l)
物理検査	色度	0度	化学検査	PH値	7.43
	濁度	0度		酸素量 (O)	0.04
	臭味	異常なし		アンモニア性窒素(N)	0.11
	可視物	異常なし		亜硝酸性窒素(N)	0.001以下
	水温	15.8度		硝酸性窒素 (N)	4.5
毒性検査	有機リン	(mmg/l) 検出されない		総硬度 (CaCO3)	203
	シアン(CN)	0.001以下		遊離性二酸化炭素 (CO2)	5.6
	砒素 (As)	0.001以下		溶存酸素 (O)	6.0
	水銀 (Hg)	検出されない		総鉄 (Fe)	0.01
	クロム(Cr)	0.001以下		溶解性マンガン (Mn)	0.01
	鉛 (Pb)	0.005以下		銅 (Cu)	0.05以下
細菌検査	細菌総数	< 5個/mm ³		亜鉛 (Zn)	0.25以下
	大腸菌群	< 3個/mm ³		フッ素 (F)	0.30
				溶解性物質	264

資料-9 選定機材とその用途

No	機材名	用途
1	蛍光X線分析装置	: 無機鉍産物にX線を照射し、発生する蛍光X線を測定し元素定量
2	ICP発光分析装置	: 試料溶液をプラズマ中に導入し発光強度を測定し元素定量(無機物用)
3	原子吸光分析装置	: 金属成分測定装置
4	ガスクロマトグラフ	: 石油類を成分毎に分離し、測定
5	コンピューター、付属装置	:
6	白金るつば、皿	:
7	ガスクロ質量分析装置	: ガスクロと質量分析装置を接続したもの。(有機物用)
8	紫外可視分光光度計	: 紫外可視部の吸光度を測定。(有機物用)
9	高速液クロマトグラフ	: 石油類の分離及び分析
10	X線回折装置	: 鉍産物の結晶の同定、定量
11	赤外分光光度計	: 赤外域の吸光度測定。(有機物用)
12	CS分析装置	: 試料を燃焼させてCO ₂ , SO ₂ とし、赤外吸収法で定量(無機物用)
13	元素分析装置	: 有機物を燃焼させて酸化物とし、C,H,Nを定量
14	微量水分測定装置	: 鉍石中、石油類中の水分を加熱抽出し定量
15	天秤	:
16	温度調節器付電気炉	:
17	色度計	: 鉍石の色度(白度)を測定
18	定温乾燥機	:
19	恒温槽	:
20	試金炉および灰吹炉	: 金、銀分析用。溶解用(試金炉)と金銀取出用(灰吹炉)
21	自動滴定装置	:
22	電解分析装置	: 金属分析用
23	純水製造装置	: イオン交換、蒸留等により純水を製造
24	試料調整設備	:
25	核磁気共鳴装置	: 有機化合物の製造解析用
26	X線マイクロアナライザー	: 試料に電子線をあて、微小部分の分析用

No.	機材名	用途
27	イオンクロマトグラフ	: 微量分析装置 (無機物用)
28	熱分析装置	: 熱量変化による物質推定、反応解析 (無機物用)
29	ポーラログラフ	: 微量金属分析
30	真空乾燥機	:
31	遠心分離機	:
32	自動粒度分布測定装置	: 粉体の粒度分布を測定
33	容密度測定器	: " カサ密度 "
34	真比重測定計	: " 真比重 "
35	ガラス製温度計	: 石油類試験に使用する各種温度計
36	石油製品密度計	: 石油類試験に使用する浮ばかり
37	石油サンプラー	: 石油用の試料採取器
38	セイボルト比色計	: 灯油、パラフィンの色の測定
39	アニリン点測定計	: 石油のアニリンとのとけ易さ (炭化水素成分把握)
40	蒸留過程測定計	: 燃料油の蒸留時の温度、留出量の関係
41	蒸留試験装置	: " の蒸留
42	減圧蒸留試験機	: " の減圧時の蒸留
43	タグ密閉式引火点試験機	: 引火点95℃以下の石油 (原油、ガソリン、灯油等) 試験
44	ペンスキーマルデンス試験機	: 引火点50℃以上 " (原油、軽油、重油等) 試験
45	クリーブランド開放式試験機	: 引火点80℃以上 " (アスファルト、潤滑油等) 試験
46	流動点曇り点測定機	: 石油の温度低下時の流動性、曇り状態測定
47	コンラドソン残炭試験機	: 石油の加熱したときの残留炭素測定
48	ランプ法硫黄測定計	: ガソリン、灯油の硫黄分の少ない (0.002%) もの硫黄分測定
49	燃焼管式硫黄分試験機	: 原油、軽油、重油の硫黄分測定
50	蒸留法水分測定器	: 石油中の水分測定
51	水泥分試験器	: 石油中の水分・泥分測定
52	動粘度試験器	: 石油の動粘度測定

No.	機材名	用途
53	銅板腐蝕試験器	: 石油の銅板腐蝕測定
54	リード法蒸気気圧試験装置	: 燃料油の絶対蒸気圧測定
55	実在ガム試験器	: 燃料油の温度、水蒸気処理で残存するガム質測定
56	銀板腐蝕試験器	: 航空ガソリンの銀板腐蝕測定
57	氷点（折出点）試験器	: " の冷却時の結晶折出、温度測定
58	酸化安定度試験器	: " の酸化安定性測定
59	電位差計	: " のメルカプタン硫黄分測定
60	炭化水素成分分析計	: 燃料油中の炭化水素をタイプに分離測定
61	脱ペンタン装置	: 燃料油中のC 5以下の留分を蒸留し測定
62	煙点測定計	: 灯油の燃焼時の煙の状態を測定
63	発熱量測定計	: 石油類の発熱量測定
64	液化石油ガス試料採取器	:
65	液化石油ガス比重測定計	:
66	燃料ガス、天然ガス試料採取器	:
67	燃料ガス、天然ガス比重試験器	:
68	潤滑油酸化安定装置	: 潤滑油の酸化に対する安定度測定
69	潤滑油熱安定性装置	: " 熱 "
70	絶縁油酸化安定度計	: 絶縁油の酸化 "
71	絶縁破壊電圧測定計	: 絶縁油の使用可能な電圧測定
72	媒質損失角タンジェント測定計	: 絶縁油の損失電流測定
73	Tim Ken 試験機	: 潤滑油の耐荷重能測定
74	四球摩擦式試験機	: "
75	滴点計	: グリスの滴下温度測定
76	融点測定計	: パラフィンワックスの融点測定
77	パラフィン含油量測定器	: " 中のパラフィン油分測定
78	軟化点測定計	: " の軟化性測定（球使用）
79	針入度測定計	: " " （針使用）
80	石炭揮発分測定装置	: 石炭の揮発分測定
81	セイボルトフロー粘度計	: アスファルトの粘度測定
82	エングラー粘度計	: アスファルトの粘性測定
83	ASTM 比色計	: 潤滑油の色の測定

JICA